

4 労働争議の解決状況

(1) 解決方法別の状況

平成29年の「総争議」358件のうち、平成29年中に「解決又は解決扱い」になった件数は298件（総争議件数の83.2%）となっており、「翌年への繰越」は60件（同16.8%）であった。

解決方法をみると、「労使直接交渉による解決」が42件（解決又は解決扱い件数の14.1%）、「第三者関与による解決」が101件（同33.9%）、「その他（解決扱い）」が155件（同52.0%）であった。

なお、「第三者関与による解決」をみると、労働委員会関与の「あっせん」が98件（同32.9%）で最も多かった。（第7表）

第7表 労働争議の解決方法別件数及び構成比の推移

年次	総争議	解決又は 解決扱い	労使直接交渉 による解決		第三者 関与に よる解決	労働委員 会関与			その他 ¹⁾ (解決 扱い)	翌年 への 繰越		
			第三者 ²⁾ 関与あり			あっせん	調停	仲裁				
件数(件)												
平成25年	507	395	92	61	145	145	140	5	-	158	112	
26	495	435	123	82	136	135	130	5	-	176	60	
27	425	361	60	29	129	127	123	4	-	172	64	
28	391	328	46	21	115	114	109	4	1	167	63	
29	358	298	42	14	101	101	98	3	-	155	60	
構成比(%)												
平成25年	100.0	77.9	(100.0)	(23.3)	(15.4)	(36.7)	(36.7)	(35.4)	(1.3)	(-)	(40.0)	22.1
26	100.0	87.9	(100.0)	(28.3)	(18.9)	(31.3)	(31.0)	(29.9)	(1.1)	(-)	(40.5)	12.1
27	100.0	84.9	(100.0)	(16.6)	(8.0)	(35.7)	(35.2)	(34.1)	(1.1)	(-)	(47.6)	15.1
28	100.0	83.9	(100.0)	(14.0)	(6.4)	(35.1)	(34.8)	(33.2)	(1.2)	(0.3)	(50.9)	16.1
29	100.0	83.2	(100.0)	(14.1)	(4.7)	(33.9)	(33.9)	(32.9)	(1.0)	(-)	(52.0)	16.8

注：()内は、「解決又は解決扱い」に占める解決方法別構成比である。

- 「その他（解決扱い）」には、不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議（本調査では、「解決扱い」とし、第三者関与による解決に含まない。）や、労働争議の当事者である労使間では解決方法がないような労働争議（例えば、支援スト、政治スト等もここに区分される。）及び解決の事情が明らかでない労働争議等が含まれる。
- 「労使直接交渉による解決」のうち、「第三者関与あり」とは、解決に至る過程においてあっせんや調停等の第三者関与があったが、労使の直接交渉によって解決したものをいう。

(2) 労働争議継続期間別の状況

労働争議の解決状況を労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）別にみると、「30日以内」が91件（解決件数の30.5%）と最も多く、次いで「91日以上」が78件（同26.2%）、「31日～60日」が66件（同22.1%）であった（第8表）。

第8表 労働争議継続期間別解決件数及び構成比

	計	平成29年					31～60日	61～90日	91日以上
		30日以内	1～5日	6～10日	11～20日	21～30日			
解決件数(件)	298 (328)	91 (88)	9 (10)	7 (14)	34 (29)	41 (35)	66 (81)	63 (63)	78 (96)
構成比(%)	100.0 (100.0)	30.5 (26.8)	3.0 (3.0)	2.3 (4.3)	11.4 (8.8)	13.8 (10.7)	22.1 (24.7)	21.1 (19.2)	26.2 (29.3)

注：()内は、平成28年の数値である。